

第Ⅱ章

委託基準の遵守状況の
評価ガイド



1 人員に関する基準

A~E

ねらい

特定保健指導においては、生活習慣病の発症・重症化の危険因子の保有状況により対象者を「情報提供レベル」「動機づけ支援レベル」「積極的支援レベル」に階層化し、対象者ごとに責任者を決め、適切な保健指導を行う必要があります。そのため、業務統括者は、特定保健指導の骨子を理解し、質の高い保健指導サービス体制を構築できる者でなければなりません。また、保健指導の質を確保するため、保健指導実践者は、保健指導に関する一定の教育を受けた者である必要があります。

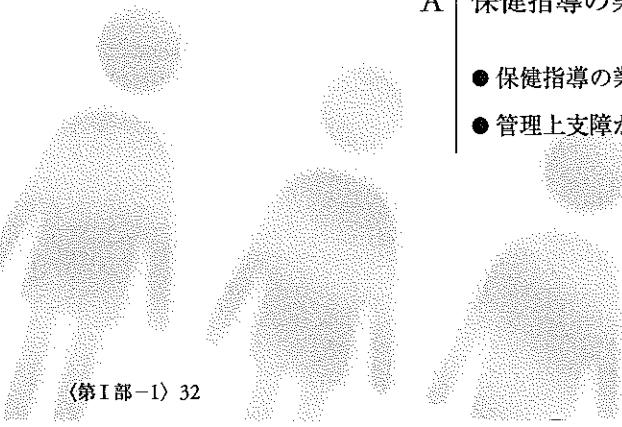
基本的考え方

保健指導は、対象者が健康診断の結果に基づき自らの健康状態を認識した上で、生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容・セルフケア(自己管理)に結びつけられるようにするものです。そのため、医学・栄養・運動・健康行動理論等の幅広い知識、コミュニケーション・カウンセリング・コーチング等の技術、社会資源の活用、評価の在り方等、多岐に渡る能力が必要です。業務統括者においては、保健指導に関する見識が深く、常に質の高い保健指導サービスの提供について考え、組織的な取り組みを行える人材を登用します。また、保健指導実践者として、専門的な教育を受けた者が保健指導を行う必要があります。特に行動変容・セルフケアの必要性が高い「動機づけ支援」「積極的支援」の対象者に対しては、一定の教育研修を受けた者が、保健指導過程において重要な(1)初回面接(2)対象者の行動目標・支援計画の作成(3)保健指導の評価の実施を行います。

[委託基準の遵守]

A 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。

- 保健指導の業務統括者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士である。
- 管理上支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事している。



- B 「動機付け支援」や「積極的支援」において、(1)初回の面接、(2)対象者の行動目標・支援計画の作成、(3)保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。(ただし高齢者の医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実践経験のある看護師も行うことができる。)
- 初回面接、対象者の行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行うのは、医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導経験のある看護師である。
 - また、看護師の一定の研修レベルを判断する際、日本産業衛生学会の産業看護師および産業保健指導者(THP)などの認定の有無が参考になる。
- C 対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること。
- 対象者ごとに医師、保健師、管理栄養士の責任者が決められている。
- D 「動機付け支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。
- 食生活の実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく産業栄養指導者・産業保健指導者およびそれに相当する研修を受けた者が行う。
- E 「動機付け支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されていること。
- 運動の実践的指導においては、医師、保健師、管理栄養士の資格を有している者と事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導担当者・産業保健指導者または健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士およびそれに相当する研修を受けた者が行う。



F 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。

ねらい

特定保健指導を受託した場合に、有効な保健指導サービスを提供するためには、対象者の地理的分布やニーズの種類に応じて再委託先や運動実践施設など、外部機関等を活用する必要があります。

基本的考え方

保健指導プログラムの内容、委託元としてのサービス希望範囲などに合った再委託先や連携先を確保していることが重要です。

[委託基準の遵守]

- 保健指導プログラムを委託元の要望や特性に応じて実施するために、必要な再委託先を確保して、定期的なコミュニケーション、事例検討、実施状況の評価など有効な連携を図っている。

G 保健指導者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。

ねらい

特定保健指導は、標準的プログラムに沿って実施される必要があるため、基本的な事項である保健指導実践者育成研修プログラムの受講状況を確認する必要があります。

基本的考え方

基本的には、保健指導実践者全員が保健指導実践者育成研修プログラムを受講していることが望ましいですが、同等の研修が自社(機関)内外で実施されている場合には、それを受講させることによって本基準の目的を満たすことができると考えられます。

[委託基準の遵守]

- ほとんど(最低でも80%以上)の保健指導実践者が、保健指導実践者育成研修プログラムを受講している。

H 保健指導対象者が治療中の場合には、Cに掲げる者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。

ねらい

主治医との連携を図り、
確実に治療を受けること
を支援し、また主治医の
治療を支援するための保
健指導の実施を行います。

基本的 考え方

対象者が継続的に服薬治療を受けている場合には、保健指導の対象になりませんが、保健指導の中でその情報が明らかになる場合や検査結果によっては治療状況の確認を行うため、主治医との連携を図ります。連携に先立って本人からの同意を取る必要があります。また、治療を行っていたとしても、保健指導による支援によって改善がより期待できる場合には、主治医からの指導に基づき保健指導を実施することもあります。

[委託基準の遵守]

- 対象者が治療中の場合には、統括的な責任者が主治医との連携を図ることをマニュアル等で明確にしている。



② 施設又は設備等に関する基準

- A 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。

ねらい

対象者が必要な保健指導を快適に受けられるようにします。

基本的考え方

個別支援、グループ支援それぞれに対応できる施設、設備がなければ十分な保健指導は行えません。特に個別支援においては話しやすい環境の整備が不可欠です。また、個別支援には電話、e-mail、Faxを用いる方法もありますので、これらにも対応可能であるかどうかを確認します。

[委託基準の遵守]

- 保健指導を実施するための施設・設備として、以下のものを配備している。

1. 個別支援に適した部屋があり、机・椅子などの設備が整っている。
2. グループ支援に利用できる部屋がある。
3. 電話、e-mail、Faxの設備を有している。

- B 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。

ねらい

医療保険者が対象者のプライバシーの確保に責任を持って委託できるようにします。

基本的考え方

個別に仕切られたスペースで、プライバシーが守られていることを確認します。個室であればプライバシー確保の問題は解決されますが、それが不可能な場合もあり、一概に良いとは言い切れません。話している内容が他人に聞かれない、という条件が満たされているかどうかを評価します。

[委託基準の遵守]

- 個別指導用の部屋として、個別に仕切られたスペースを確保している。

- C 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急措置の設備を有していること。

ねらい

運動の実践指導を安全に実施できるようにします。

基本的考え方

いざという時に運動指導実施者が適切な対応を取りなければなりません。そのためには必要な体制、設備が整えられていること、実施者が教育訓練を十分に受けていることが必要です。

[委託基準の遵守]

- 少なくとも、救急対応できる体制として以下の事項が整備されている必要がある。

1. 緊急時の対応マニュアルがある。
 - 責任者を明確にしている。
 - 緊急時の連絡体制を明確にしている。
 - 救急車が来るまでの対応を明確にしている。
2. 緊急時の対応マニュアルがある。
 - 医薬品セット
 - ベッド
 - テーピングセット
 - 酸素呼吸器
 - 自動体外式除細動器等
3. 運動指導実施者に対し、救急時対応のトレーニングを実施している。
 - 新規採用(配置)時のBLS(Basic Life Support)教育訓練
 - 定期的なBLS教育訓練
 - 教育訓練の実施を記録し、保存している。
4. 緊急時に対応できるように施設を作っている。
 - 施設のすぐそばまで救急車が入れる。
 - 運動指導の部屋までストレッチャーがスムーズに入れる。



D 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること。

ねらい

対象者の受動喫煙
を防止します。

基本的
考え方

受動喫煙の防止には、敷地内禁煙や全館禁煙または
喫煙場所を定めたうえで喫煙室から煙が漏れない構
造になっているか、いずれかの対策を行っていなけれ
ばなりません。

[委託基準の遵守]

- 敷地内禁煙、全館禁煙、または周囲に煙が漏れないような喫煙場所を定めている。
- 屋内に喫煙室がある場合には、以下の状態を保っている。
 1. 屋外排気型である。
 2. 非喫煙場所から喫煙場所に向かう秒速0.2メートルの気流を保っている。



③ 保健指導の内容に関する基準

- A 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。

ねらい

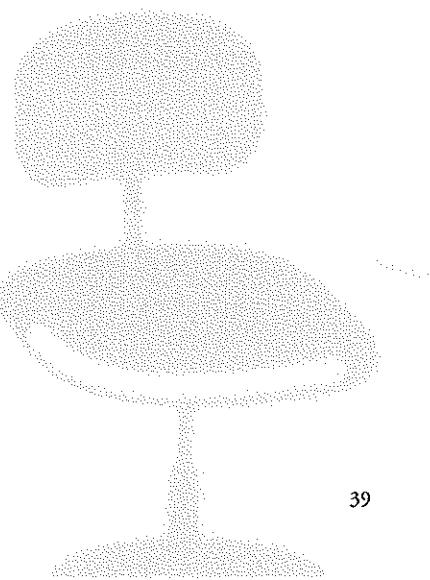
保健指導サービス事業者によって提供される保健指導は、保健指導実践者によるばらつきを防ぎ、標準的プログラムに準拠したものであるとともに最新の科学的根拠に基づくよう、適切な保健指導マニュアルを作成して、それに基づき実施される体制を構築します。

基本的考え方

提供される保健指導が本項目を満たすためには、自社(機関)内で標準的プログラムに準拠し、科学的根拠に基づくマニュアルを作成し、マニュアルを用いて保健指導実践者の研修を行う必要があります。マニュアルは、対象者や地域、職域の特性に応じて柔軟に対応できる内容でなければなりません。

[委託基準の遵守]

- 提供される保健指導プログラムのマニュアルが存在している。
- マニュアルの内容は、標準的プログラムに準拠している。
- 内容が科学的根拠に基づいている。
- 対象者の特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 委託元の要望や特性に応じた柔軟な対応が可能である。
- 作成されたマニュアルを、確実に保健指導の実践に結びつくよう、すべての保健指導実践者に配布し、研修の機会に活用している。





- B 具体的な保健指導プログラム(支援のための材料、学習教材等を含む)は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。

ねらい

保健指導プログラムは、委託元のニーズに合った内容であることを確保するとともに、実施後のトラブルを避けるために、プログラムの内容について了解を得る必要があります。

基本的考え方

保健指導プログラムには、対象者の選択、保健指導の内容、保健指導実践者、教育材料、評価方法等、提供されるサービス全体が含まれます。これらについて、医療保険者との間で協議・確認した上で、契約を締結し、保健指導サービスが提供される必要があります。

[委託基準の遵守]

- 保健指導プログラムについて知識を有する担当者(医師、保健師、管理栄養士であり、一定の研修を受けた者)が、医療保険者との間で具体的に協議し、その内容について了解を得て実施することを明確にしている。

- C 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取組むこと。

ねらい

保健指導において、その効果を高めるために、最新の知見に基づく支援のための材料、学習教材を用意することが有効です。

基本的考え方

個人の健康状態にあった指導を行い、継続的な生活習慣の改善を支援するための材料や学習教材を用意して、保健指導およびフォローアップを行います。これらの作成や選択にあたっては、専門家のアドバイスに基づくとともに、最新の知見を盛込むために定期的に見直される必要があります。

[委託基準の遵守]

- 支援のための材料、学習教材として、以下のようなものが存在する。

1. 個人の健康情報の分析結果
2. 生活習慣改善を継続的に支援するためのシートやソフトウェア
3. 腹囲の自己測定のためのツール
4. 栄養に関する指導に用いるフードモデル
5. 健康状態に合わせて配布するパンフレットなど

- 常に最新の知見、情報に基づくよう、以下の取組みが存在する。

1. 定期的に内容の見直しを行う計画がある。
2. 組織内外のメタボリックシンдромに関する専門家等のアドバイスを得ている。

- 材料や教材を保健指導実践者が適切に使用できるように、活用方法に関する説明や研修を行っている。

D | 個別指導を行う場合はプライバシーが保護された場で行われること。

ねらい

保健指導において、対象者の
プライバシーを保護する環境
づくりを行います。

基本的 考え方

個別面接を行う際に、周囲から見られない、話が聞こえないといった環境づくりをします。また電話相談を行う場合にも、プライバシーへの配慮が必要です。

[委託基準の遵守]

- 自施設および委託先での個別面接において、他者から見えないおよび聞こえないよう、以下のような配慮を行っている。
 1. 自社(機関)内で実施する個別面接においては、周囲への声が洩れない個室を確保している。
 2. 訪問先において、外部に声の漏れない個室を確保するよう要請する。また、それが困難な場合には、衝立などで視野を遮るなどの工夫をする。
- 施設内などから電話による支援を行う場合には、部外者が立ち入らないように管理している。
- 施設内でFAX(手紙)による支援を行う場合には、保健指導実践者からの手紙・FAXおよび対象者からの返書を確実に管理している。
- FAXの誤送信、メールの誤送信を、送信記録を用いて定期的にチェックしている。



E 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。

ねらい

保健指導終了後などに対象者が具体的な実行方法や資料の内容などに対して質問が寄せられることがあります。それらに適切な対応をするための問合わせ窓口の体制を整備し、対応の流れを明確にします。

基本的
考え方

問合わせ窓口は、委託医療保険者や保健指導の対象者に明示されなければなりません。また保健指導の内容に関する事項に対する内容であれば、相談を寄せた対象者に保健指導を実際に行った保健指導実践者が対応することが望ましいといえます。問合わせ内容によっては、他の専門スタッフのサポートが必要になることがあります。

[委託基準の遵守]

- 保健指導の対象者および委託元からの相談窓口を明確にしている。
- 相談窓口を対象者および委託元に明確に提示している。
- 相談が確実に保健指導実践者またはその他の専門スタッフに繋がるよう、以下の事項について確保している。
 1. 想定される問合わせの内容に応じて適切な返答者を明確にしている。
 2. 窓口から返答者に繋がるルートや窓口での対応方法を明確にしている。
 3. 問合わせの内容によっては、専門スタッフの支援が必要になるため、その対応についても明確にしている。

F 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

ねらい

保健指導を様々な理由で中断した場合、次の機会での保健指導に結びつけることが重要です。

基本的考え方

保健指導を中断する理由として、健康意識が低く指導を受ける意欲がない、多忙等を理由に健康新行動が続かない、保健指導実践者との人間関係が築けない、など様々な理由があります。その場合であっても、保健指導を受けるように促すとともに、委託元に連絡するなどの対応を図る必要があります。それでも保健指導の実施が困難な場合には、必要な情報の提供を行います。

[委託基準の遵守]

- 保健指導を受けなかった者または中断した者については、本人の意思を確認した上で、以下のようないくつかの対応を実施している。
 1. 実施予定日から1週間以内に電話、e-mail、FAXなどによる連絡
 2. 連絡にもかかわらず受けない場合、医療保険者への連絡
 3. 必要な情報の提供



4 保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

※ プライバシーマークを取得していますか?
(取得している場合には、具体的な質問への回答は不要とする。)

- A 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。

ねらい

医療保険者が国や支払基金に特定健診および特定保健指導の結果を報告できるよう、標準化した様式で結果を記録し、委託元に提出します。

基本的
考え方

本プログラムにおいて定める電子的標準様式によって記録されていることを確認します。

[委託基準の遵守]

- 保健指導レベル、効果(腹囲、体重)等を含んでいる。
- 適切な電子媒体を用いている。
- 保健指導実施から概ね1ヶ月以内に報告している。

- B 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保管・管理されていること。

ねらい

保健指導の実施を正確に記録し、プライバシーにも配慮して適切に保存します。

基本的
考え方

医療保険者が実施するよう求められている保健指導が確実に行われていることを記録によって確認できるようにしておきます。そのためには、それぞれの記録が正確に残されていること、必要に応じて取り出せるようになっていなければなりません。また、保健指導の記録は、個人のプライバシーに関する情報が含まれることより、十分な配慮が必要になります。

[委託基準の遵守]

- 質問票、アセスメント、指導内容、フォロー状況について、保健指導の具体的な記録方法を明確にしている。
- 決められた方法で記録されていることを確認している。
- 保健指導の実施等において必要な場合には、容易にアクセスできる状態にしている。

C 正当な理由がなく、その業務上知りえた保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。

ねらい

保健指導の実施において、対象者の個人情報が漏えいしないようにします。

基本的考え方

対象者にかかわる従業者一人ひとりに個人情報保護についての認識を持たせるような教育が行われていることを確認します。

[委託基準の遵守]

- 個人情報の管理について、従業者の教育指導を行っている。

D 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

ねらい

個人情報の保護に関する法律およびこれに基づくガイドラインを守ります。

基本的考え方

医療保険者には、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等のガイドラインが守られるような事業者を選択する責任があります。



[委託基準の遵守]

- 個人情報の保護に関する方針があり、明示している。
- 個人情報を利用する目的を特定し、公表または通知している。
- 個人情報を適正に取得するための教育指導を行っている。
- 内容を最新のものに保つための更新の手順を定めている。
- 安全管理措置には以下の項目を含んでいる。
 1. 個人情報取り扱いに関する社内規定とその運用
 2. 安全管理対策を講じるための組織体制
 3. 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制および二次被害を防止するための措置
 4. 雇用契約時における個人情報保護に関する規程
 5. 従業者に対する教育研修
 6. 物理的安全管理措置
 7. 技術的安全管理措置
 8. 個人データが消去されないための保存媒体の劣化防止、検索可能性の確保
 9. 不要となったデータの廃棄・消去を確實に行う手順
 10. 個人情報の盗難・紛失、窃視を防止するための措置
 11. 個人情報を扱う情報管理システムについての安全管理措置
 12. 個人情報を扱う情報管理システムについての安全管理措置
- 個人情報の取り扱いについてのマニュアルがあること。また、新規従業者に対する教育及び全ての従業者を対象とする定期的な教育がなされており、以下の項目を含んでいる。
 1. 適正な個人情報の取得に関すること
 2. 個人情報保護についての規程
 3. 従業者の扱う個人情報の範囲(アクセス権および制限)
 4. 物理的安全管理措置
 5. 技術的安全管理措置
 6. 個人情報または個人情報を記録した媒体の消去・廃棄に関すること
 7. データ漏えいなどの事故発生時の対応
- 教育した内容が守られていることを確認する仕組みを作っている。
- 再委託先における個人情報の保護を以下の手段により監督している。
 1. 契約の中での守秘義務条項
 2. 契約内容が遵守されていることの定期的な確認
- 個人情報を第三者提供する場合は本人の同意を得ている。
- 個人情報の開示、訂正または利用停止についての窓口、手続き方法、手数料が明確に示されており、開示等を行うかどうかの決定について通知している。
- 個人情報の利用についての問い合わせ等の窓口が明確に示されており、確實に回答および改善できる体制が整っている。

E 医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

ねらい

医療情報システムを使用する場合は、個人情報が適切に取り扱われるようになります。

基本的考え方

委託しようとする事業者が医療情報システムを使用する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」が遵守されている必要があります。

[委託基準の遵守]

- 情報システムの安全管理についての方針を定め、以下の項目を含んでいる。
 1. 情報システムで扱う情報の範囲
 2. 情報の取り扱いや保存の方法と期間
 3. 利用者識別、不要・不法なアクセスの防止
 4. 安全管理の責任者
 5. 苦情・質問の窓口に関すること
- 情報システムで取り扱う情報をリストアップし、安全管理上の重要度に応じたリスク分析を定期的に行っており、以下の脅威を考慮している。
 1. 管理上の過誤
 2. 機器の故障
 3. 外部からの進入
 4. 利用者の悪意
 5. 利用者の過誤
- 情報システムの安全管理対策を講じるための組織体制を整備しており、以下の項目を定めている。
 1. 情報システム運用責任者
 2. 従業者の責任と権限
 3. アクセス制限、記録、点検等を含むアクセス管理
 4. 安全管理に関する規程や手順書
 5. 実施状況の確認
 6. 事故又は違反への対処



●安全管理対策の運用管理規程には以下の項目を含んでいる。

1. 理念(基本方針と管理目的の表明)
2. 医療機関等の内部の体制、外部保存に関わる外部の人及び施設
3. 契約書・マニュアル等の文書の管理
4. 機器の管理
5. 対象者への説明と同意を得る方法
6. 監査
7. 苦情の受付窓口

●情報システムの物理的安全対策には以下の項目を含んでいる。

1. 情報システム機器、端末の設置場所の施錠および入退の制限・記録
2. 盗難、窃視防止のための措置
3. 機器・装置・情報媒体等の物理的保護(チェーンによる固定など)

●情報システムの技術的安全対策には以下の項目を含んでいる。

1. 利用者の識別及び認証方法
2. IDとパスワードによる方法を用いる場合は定期的なパスワードの変更などの管理
3. 情報の区分管理とアクセス権限の管理
4. アクセスの記録
5. 不正ソフトウェア対策
6. ネットワーク上からの不正アクセス防止策

●情報システムの人的安全対策には以下の項目を含んでいる。

1. 法令上の守秘義務が課せられていない従業者に対しては雇用及び契約時に守秘・非開示契約等を締結すること
2. 情報システムの取り扱いについてのマニュアルがあること
3. 従業者に対する教育訓練
4. 従業者の退職後の個人情報保護規程
5. 情報システムの異常等で外部受託業者を採用する場合における守秘契約の締結
6. 保守作業等に関わる作業者、作業内容、作業結果の確認
7. 情報機器設置場所における情報システムにアクセスしない作業後の定期的確認

●情報の破棄について以下の安全対策を定めている。

1. 情報種別ごとに、破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定、具体的な破棄の方法
2. 情報処理機器、個人情報を含む媒体を破棄する手順

●情報システムの改造と保守について以下の項目を定めている。

1. 情報システムの動作確認で個人情報を含むデータを使用する場合の守秘義務
2. 保守要員等による不正アクセス、データの改ざん防止のための対策

● オンラインで情報を交換する場合の安全管理対策には以下の項目を含んでいる。

1. ネットワーク経路でのメッセージ挿入、ウイルス混入などの改ざん防止
2. パスワード、本文などの盗聴防止
3. なりすましの防止対策
4. 情報を交換しようとする相手の確認

● 情報の真正性を確保する対策には以下の項目を含んでいる。

1. 故意又は過失による虚偽入力、書き換え、消去及び混同を防止する対策
2. 作成の責任の所在の明確化
3. 作成者の識別及び認証
4. 情報の更新履歴

● 情報の見読性の確保には以下の項目を含んでいる。

1. 情報の所在管理
2. 見読化手段の管理
3. システム障害対策

● 情報の保存について以下の対策を講じている。

1. ウィルスや不適切なソフトウェア等による情報の破壊及び混同等の防止
2. 不適切な保管・取り扱いによる情報の滅失、破壊の防止
3. 記録媒体、設備の劣化による読み取り不能または不完全な読み取りの防止
4. 媒体・機器・ソフトウェアの整合性不備による復元不能の防止

● 情報の保存について以下の対策を講じている。

1. 真正性、見読性、保存性の確保
2. 個人情報の保護
3. 管理責任、説明責任、結果責任の範囲の明確化



F インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、(1)秘匿性の確保のための適切な暗号化、(2)通信の起点・終点識別のための認証、(3)リモートログイン制御機構により安全管理を行うこと。さらに、(1)インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、複数のパスワードを設けること、(2)インターネット上で健診データを入手できるサービスを受けることについて必ず本人の同意を得ること、(3)当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピューター・ウイルスの進入等の防止のための安全管理を徹底すること。

ねらい

インターネットを利用した
保健指導を実施する場合に
対象者の個人情報が漏えい
しないようにします。

基本的
考え方

インターネットを利用した保健指導は対象者にとっても便利なものですが、個人情報が漏えいするなどの事故には十分気をつけなければなりません。インターネットの利用において考えられる個人情報保護に関する脅威について認識し、安全管理がなされていることを確認します。また、インターネット上のサービス提供を希望しない対象者については、インターネットを通じて個人情報にアクセスされないような対策が講じられていることを確認します。

[委託基準の遵守]

- インターネット上の安全管理には以下の項目を含んでいる。

1. 暗号化などによる秘匿性の確保
2. 通信の起点・終点識別のための認証
3. リモートログイン制御機構による安全管理
4. インターネット上で取り扱う情報の性質に応じて複数のパスワードを設けること
5. インターネット上でサービスを提供することについて同意を得ていること
6. 同意しない個人についてはインターネットから個人情報にアクセスできないような措置を講じること

G 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

ねらい

保健指導結果の分析などのために第三者にデータを提供する際に個人情報が漏えいしないようにします。

基本的考え方

個人を特定できるような情報は削除した上でデータを提供します。また、提供するデータは必要最小限にとどめるようにします。第三者にデータを提供しようとする際には、事業者から医療保険者に対して事前に了承を求めるようにしたほうが良いでしょう。

[委託基準の遵守]

- 個人情報の匿名化、不必要的情報の削除を行っている。
- 提供する情報の範囲を明確にしている。



5 運営等に関する基準

- A 象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導(たとえば、土日祝日・夜間に行うなど)を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

ねらい

できるだけ多くの対象者が保健指導を受けられるような体制を作ります。

基本的
考え方

対象者が指導を受けやすい時間帯に開設されるようにします。

[委託基準の遵守]

- 保健指導を受けやすいように、以下のような工夫(例示)を行っている。

1. 土曜日・日曜日、祝日あるいは夜間に施設での保健指導が受けられる。
2. 保健指導実践者が地域の施設などをを利用して移動保健指導を実施する。
3. 事業場を訪問して保健指導を実施する。

- B 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

ねらい

医療保険者が委託した保健指導が確実に行われていることを定期的にモニターできるようにします。

基本的
考え方

保健指導の実施やその後のフォロー状況(以下、保健指導等)について定期的な報告を受けることによって、保健指導等が確実に実施されていることを確認します。

[委託基準の遵守]

- 保健指導の実施やその後のフォロー状況についての記録を、以下のタイミングで速やかに提出できる。

1. 定期的な報告
2. 臨時の報告

- C 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売等を行わないこと。

ねらい

委託した保健指導の中で不当な行為が行われないようにします。

基本的考え方

事業者はもちろん、保健指導の実施者などの従業者が対象者への商品等の勧誘・販売、不当な推奨などの行為を行うことは、対象者の不利益になったり、医療保険者の信用を失ったりする危険性があります。

[委託基準の遵守]

- 組織として、商品等の勧誘・販売等を行わないことを明確にしている。
- 保健指導実践者が、商品等の勧誘・販売、不当な推奨を行わないよう、以下の対応を行っている。
 1. 教育指導
 2. 違反した場合の罰則規定の明確化

- D 保健指導実践者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実践者の資質の向上に努めていること。

ねらい

保健指導の質は、マニュアル化された保健指導プログラムとともに、それを実施する保健指導実践者の技能・知識により大きく左右されます。したがって、提供する保健指導の質を維持するために、保健指導サービス事業者は定期的に研修を行わなければなりません。

基本的考え方

保健指導実践者の技能・知識を向上させるために、メタボリックシンドローム等に関する最新情報や提供される保健指導プログラムの理解、保健指導技術に関する訓練などを行う必要があります。また実施する研修プログラムに保健指導実践者全員が参加できるように時間の確保を行うことが必要です。



[委託基準の遵守]

- 保健指導実践者の技能・知識を向上させるために、以下の事項に関する教育・研修を行っている。
 1. 最新の知識に関する教育
 2. マニュアルの内容に関する教育・研修
 3. 保健指導技術に関する教育・研修
- 保健指導実践者のすべてが参加できるように配慮している。
- 教育・研修の参加記録を、保健指導実践者ごとに管理している。

E 本プログラムに定める内容の保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

ねらい

保健指導の継続性を確保するためには、安定した財務基盤を有していることが必要です。

基本的考え方

保健指導が契約期間および継続的に提供されるためには、安定した財務基盤を有していることが必要です。そのことの確認は容易ではありませんが、株式会社等においては財務諸表の状況、監査法人のコメント、取引関係・資本関係、財団法人等においては財務諸表の状況や定款、寄附行為等および登記事項証明書などを参考にして判断することになります。

[委託基準の遵守]

- 一定期間、保健指導サービスを継続的に提供できる財務状況である。

F 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本規準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

ねらい

保健指導サービスを再委託する場合には、委託元に対してその旨を明確に示すとともに、自社(機関)と同様に委託先が委託基準を満たしていることを保証しなければなりません。

基本的考え方

委託先が自社(機関)同様に委託基準を満たしているとともに、さらに質の向上に取組んでいることを保証するために、再委託先との契約に、再委託先が委託基準を満たす責任を明確にするとともに、その確認を行うことを盛込みます。

[委託基準の遵守]

- 再委託先との契約に、委託基準を遵守することの責任を明確に記述している。
- 再委託先が委託基準を遵守していることを監査等の方法で確認している。



G 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を医療保険者及び実施者が前もって確認できる方法(ホームページ上での掲載等)を通じて、幅広く周知すること。

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 統括者の氏名及び職種
3. 従業員の職種及び員数
4. 保健指導実施日及び実施時間
5. 保健指導の内容及び価格その他費用の額
6. 通常の事業の実施地域
7. 緊急時における対応
8. その他運営に関する重要事項

ねらい

一定の基準を満たしている
保健指導サービス事業者で
あることを確認できるよう、
情報が公開されています。

**基本的
考え方**

保健指導を委託できるサービス事業者を
選定するための最低限の情報開示であり、
業者選定の参考にします。しかし、この情
報だけでは委託基準を満たしているかど
うかについての判断には不十分であるた
め、本ガイド全体を用いて確認する必要
があります。

[委託基準の遵守]

- 「運営についての重要事項に関する規程の概要」の必須項目が全て記入され、委託基準を満たしている。

H 保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。

ねらい

対象者が安心して保健指導
を受けられるようにします。

**基本的
考え方**

保健指導実践者に写真付きの身分証等
を発行し求めに応じて提示させるよ
うにします。

[委託基準の遵守]

- 写真付きの身分証等を携行させている。
- 求めに応じて提示するよう保健指導実践者の教育を行っている。

I 保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。

ねらい

衛生的な環境で保健指導
が行われるようにします。

基本的
考え方

衛生的な環境を確保するために必要なこととして、従業員の健康管理状態および施設・備品の管理状況があります。対象者が快適に安心して保健指導を受けることができる環境を確保します。

[委託基準の遵守]

- 保健指導実践者の衛生および健康管理に関して、以下の事項を行っている。
 1. 清潔を保つための指導と確認
 2. 定期健康診断の確実な実施と事後措置(保健指導および適正配置)
 3. 空気感染や接触感染を起こす危険性のある感染症有病者への対応の明確化
 4. 体調不良を訴える従業者への対応の明確化
- 施設および備品を衛生的に維持するために、清掃や消毒等を計画的に実施している。

J 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。

ねらい

信頼できる保健指導実
施機関を選定します。

基本的
考え方

虚偽または誇大な広告にならないように、管理体制が存在している必要があります。また、保健指導の成果を広告する場合には、その検証は科学的に妥当な方法でなければなりません。

[委託基準の遵守]

- 虚偽または誇張な広告にならないように、管理体制を有している。
- 保健指導の成果に関する広告は、科学的に妥当な方法で検証されたものである。



K 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

ねらい

保健指導の内容や従業員の対応等に関する苦情を適切に取り扱い、その後の対応を円滑に図るために苦情の内容を記録します。

基本的考え方

苦情対応窓口は、委託医療保険者や保健指導の対象者に明示されていなければなりません。苦情が寄せられた場合には、窓口または担当者によって適切に処理される必要があります。また、苦情の内容によってはその後に訴訟等への対応が必要になることがあり、対応を円滑に図るために具体的に記録します。

[委託基準の遵守]

- 苦情対応窓口を委託元および保健指導対象者に明示している。
- 苦情への対応体制として、以下のことが明確になっている。
 1. 苦情の種類ごとに対応担当者を明確にしている。
 2. すべての苦情を記録し、責任者に報告している。
 3. 苦情の内容は対応担当者等がその内容を分析して、社(機関)内で共有化している。
- 苦情を受けつけた場合には、対応担当者がその内容等を記録し、保存することになっている。

L 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

ねらい

適切な保健指導を実施するためには、人員面や運営面で信頼のにおける保健指導実施事業者であることが必要です。

基本的考え方

委託元が人事記録や会計の記録そのものを確認することはできませんが、どのような項目について記録・保存されているのかを確認します。

[委託基準の遵守]

- 人事記録として以下の情報を含んでいる。
 1. 氏名、年齢、住所
 2. 職名、経歴、資格の登録番号
 3. 勤務体制および勤務形態
 4. 研修・評価の記録
- 人事記録は、管理者を決めて、特定の人員のみがアクセスできる状態で適切に管理している。
- 会計の記録を残し、監査を受けている。